相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市千歳町五番地一、最後の住所北海道函館市高丘町三番一号
被相続人　亡　松浦　シゲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
北海道函館市本通一丁目一四番一二号
相続財産管理人　藤田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市白樺二六条東一丁目七番地、最後の住所北海道帯広市南町南七線二七番地一三二
被相続人　亡　藤田　恭可

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
北海道帯広市西三条南九丁目二番地太洋電気大同生命ビル八階
相続財産管理人弁護士　荒木　樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河東郡音更町字東和東二線三五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岩城　紀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
北海道帯広市東一一条南九丁目一番地
相続財産管理人　村上　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市太田一丁目一六九番地一、最後の住所宮城県気仙沼市松崎下赤田八〇番地一五
被相続人　亡　新田　範郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
宮城県気仙沼市田中前一丁目二番地九
相続財産管理人　弁護士　小笠原一男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西村山郡河北町大字岩木六三八番地、最後の住所山形県西村山郡河北町谷地字月山堂一五一番地の一小原病院
被相続人　亡　大場　啓市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
山形市城北町一丁目三―一七　五十嵐法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青柳　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県南埼玉郡白岡町大字柴山一〇九八番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区本町東六丁目一一番一号埼玉精神神経センター内
被相続人　亡　山﨑　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
埼玉県春日部市中央三丁目五番地五　エンブレム春日部Ⅰ―二〇五号
相続財産管理人　宇賀神　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市北野一六二四番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　本江　敏彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
富山県富山市今泉西部町九番地の一　富山今泉西部ビル二〇七号室
相続財産管理人　弁護士　大浦　清和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市下久堅下虎岩二三七六番地、最後の住所長野県諏訪市大字中洲一五六三番地七
被相続人　亡　計良　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
長野県諏訪市湖岸通り五丁目二一番五号北川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤森　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市不動町九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　高橋　由夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
岐阜市端詰町五五番地オフィスⅠ・O・P二階　毛利法律事務所
相続財産管理人　弁護士　毛利　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区則武新町二丁目五二三番地、最後の住所名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木八三番地の一八二
被相続人　亡　馬場　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル八階　宮道佳男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稲垣　智彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡明和町大字佐田四五一番地九、最後の住所三重県多気郡明和町大字佐田二五二三番地
被相続人　亡　藤井　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
三重県松阪市中央町三六番地二一
相続財産管理人　弁護士　川端　郁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区九条二丁目三〇番地四、最後の住所大阪府寝屋川市成田東町二〇番三六号
被相続人　亡　永木楢喜久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階
相続財産管理人弁護士　西村英一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市美原区大饗三二〇番地、最後の住所堺市美原区大饗一八六番地
被相続人　亡　西岡喜政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号　堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　小林　邦子

第27期決算公告

平成23年8月31日　札幌市清田区真栄363番地32
株式会社アミノアップ化学
代表取締役　金澤　克明

貸借対照表の要旨　（平成23年5月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,034,774	流動負債	681,539
固定資産	5,111,519	固定負債	617,678
有形固定資産	3,580,266	負債合計	1,299,217
無形固定資産	7,321	株主資本	9,909,196
投資その他の資産	1,523,931	資本金	369,000
		資本剰余金	300,100
		資本準備金	300,100
		利益剰余金	9,240,096
		利益準備金	31,210
		その他利益剰余金	9,208,886
		（うち当期純利益）	（407,777）
		評価・換算差額等	△62,120
		純資産合計	9,847,076
資産合計	11,146,293	負債・純資産合計	11,146,293